

**(仮称)加古川市立総合体育館等特定事業契約書(案)**

平成 年 月

加 古 川 市

# 目 次

## 前 文

### 第1章 用語の定義

- 第1条 定義

### 第2章 総 則

- 第2条 目的  
第3条 本事業の概要  
第4条 事業遂行の指針  
第5条 事業日程  
第6条 事業者の資金調達

### 第3章 総合体育館の設計

- 第7条 総合体育館の設計  
第8条 設計の変更  
第9条 設計の完了

### 第4章 総合体育館の建設

#### 第1節 総則

- 第10条 総合体育館の建設  
第11条 施工計画書等  
第12条 第三者の使用  
第13条 総合体育館の建設に関する許認可および届出等  
第14条 総合体育館の建設に伴う本件土地の各種調査および造成  
第15条 建設場所の管理  
第16条 総合体育館の建設に伴う近隣対策

#### 第2節 市による確認

- 第17条 市による説明要求および建設現場立会い等  
第18条 中間確認

#### 第3節 完工等

- 第19条 完工検査  
第20条 総合体育館の完工確認

#### 第4節 工期の変更等

- 第21条 工期の変更  
第22条 工期の変更による費用等の負担

- 第 2 3 条 工事の中止
- 第 5 節 損害の発生等
  - 第 2 4 条 建設工事中に事業者が第三者に与えた損害
  - 第 2 5 条 損害発生の通知

## **第 5 章 維持管理および運営体制の整備**

- 第 2 6 条 事業者による総合体育館および運動公園の維持管理および運営体制の整備
- 第 2 7 条 事業者による総合体育館および運動公園の維持管理および運営体制の確認
- 第 2 8 条 維持管理および運営業務開始の遅延

## **第 6 章 総合体育館等の引渡し等**

- 第 2 9 条 総合体育館等の引渡し
- 第 3 0 条 危険負担
- 第 3 1 条 瑕疵担保責任

## **第 7 章 総合体育館および運動公園の維持管理**

- 第 1 節 総則
  - 第 3 2 条 総合体育館等および運動公園の維持管理
  - 第 3 3 条 年間業務計画書の提出
  - 第 3 4 条 第三者の使用
- 第 2 節 市による業務の確認等
  - 第 3 5 条 市による説明要求および立会い
  - 第 3 6 条 業務報告書
- 第 3 節 第三者に及ぼした損害等
  - 第 3 7 条 第三者に与えた損害等

## **第 8 章 総合体育館および運動公園の運営**

- 第 1 節 総則
  - 第 3 8 条 総合体育館および運動公園における運営業務の内容
  - 第 3 9 条 年間業務計画書の提出
  - 第 4 0 条 第三者の使用
- 第 2 節 市による業務の確認
  - 第 4 1 条 市による説明要求および立会い
  - 第 4 2 条 業務報告書
- 第 3 節 第三者に与えた損害等
  - 第 4 3 条 第三者に与えた損害等

## **第 9 章 総合体育館および運動公園の活用促進**

- 第 1 節 総則

- 第44条 総合体育館および運動公園の活用促進業務の内容
- 第45条 年間業務計画書の提出
- 第46条 第三者の使用
- 第2節 市による業務の確認
- 第47条 市による説明要求および立会い
- 第48条 業務報告書
- 第3節 第三者に与えた損害等
- 第49条 第三者に与えた損害等

## **第10章 総合体育館の大規模修繕**

- 第50条 総合体育館の大規模修繕
- 第51条 総合体育館の建設に関する規定の準用

## **第11章 サービス購入費の支払い**

- 第52条 サービス購入費の支払い
- 第53条 サービス購入費の変更
- 第54条 サービス購入費の支払手続
- 第55条 サービス購入費の減額
- 第56条 サービス購入費の返還

## **第12章 モニタリング**

- 第57条 モニタリング

## **第13章 契約期間および契約の終了**

- 第58条 契約期間
- 第59条 市による契約解除
- 第60条 事業者による契約解除
- 第61条 任意解除権の留保
- 第62条 予算の減額または削除があった場合の解除
- 第63条 不可効力
- 第64条 協議解除

## **第14章 法令変更・不可抗力による契約内容の変更**

- 第65条 法令変更または不可抗力による契約内容の変更
- 第66条 協議および追加費用の負担

## **第15章 その他**

- 第67条 協議

第68条	公租公課の負担
第69条	契約上の地位等の譲渡
第70条	事業計画等の提出
第71条	秘密保持
第72条	著作権等
第73条	出資者による保証
第74条	付保すべき保険
第75条	金融機関との協議

## **第16章 雑 則**

第76条	請求、通知等の様式その他
第77条	準拠法
第78条	管轄裁判所
第79条	定めのない事項
第80条	本契約の効力発生前段階

## 前 文

加古川市（以下「市」という。）は、市民スポーツの需要の高まりに応えるため、また「するスポーツ」から「する、みる、ささえるスポーツ」への環境変化に対応するため、（仮称）加古川市立総合体育館を整備するとともに、既存の加古川運動公園（以下「運動公園」という。）の維持管理および運営体制を見直して、市民の健康福祉の向上および促進を図ることとした。

市は、総合体育館等の整備並びに総合体育館等および運動公園の維持管理・運営・活用促進業務（以下「本事業」という。）の実施にあたり、民間企業の施設建設、維持管理および運営能力を最大限に利用するため、（仮称）加古川市立総合体育館整備等事業の募集要項（以下「募集要項」という。）に従い事業者の募集を行い、最も優れた提案を行った民間応募者グループ（以下「民間応募者グループ」という。）を事業予定者として選定し、当該民間応募者グループは、募集要項に従い、本事業を実施するために特別目的会社たる[ ]（以下「事業者」という。）を設立した。

市と事業者は、本事業の遂行にあたり、本契約と共に本件募集要項、本件募集要項に対する質問等への回答書類、および事業者提案書類（それぞれ第1条において定義する。）に定める事項が適用されることを確認する。

（なお、本契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条に基づく市議会の議決による承認後に締結するものである。）

## 第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の定義は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 「総合体育館」とは、（仮称）加古川市立総合体育館およびこれに附帯する施設をいう。
- (2) 「運動公園」とは、別紙1記載の加古川運動公園をいう。
- (3) 「本件募集要項」とは、本事業に関し、平成13年10月4日に公表された「（仮称）加古川市立総合体育館整備PFI事業実施方針」（以下「実施方針」という。）平成13年 月 日に公表された「一次募集要項」（別紙を含む）及び同書に添付された「要求水準書」、「事業者選定基準」、「様式集」等の一切の書類、並びに同事業に関し平成 年 月 日に公

表された「二次募集要項」(以下「二次募集要項」という。)及びそれに添付された一切の書類をいう。

- (4) 「本件募集要項に対する質問等への回答書類」とは、実施方針および一次募集要項並びに二次募集要項記載事項に関して提出された質問書等をもとに市がそれぞれ作成・配布した回答書をいう。
- (5) 「事業者提案書類」とは、本件募集要項に記載の市の指定する様式に従い作成され、民間応募者グループが各応募時に提出した別紙 2 記載の書類をいう。
- (6) 「本契約締結に至るまでの説明・提案書類」とは、本件募集要項、本件募集要項に対する質問等への回答書類、および事業者提案書類をいう。
- (7) 「本件土地」とは、総合体育館の敷地である別紙 3 記載の土地をいう。
- (8) 「総合体育館等」とは、総合体育館およびこれらに設置される本件設備(本条(9))並びに本件備品(本条(10))をいう。
- (9) 「本件設備」とは、総合体育館内に導入される別紙 4 記載の設備をいう。
- (10) 「本件備品」とは、総合体育館内に設置される別紙 5 記載の備品をいう。
- (11) 「請負人」とは、事業者ないしはその請負人から総合体育館の施工の全部または一部を請負っている者をいう。 下請、孫請けを含むとするのか。
- (12) 「事業者の提案水準」とは、民間応募者グループが各応募時に提出した「維持管理等整備に関する業務提案書」記載の水準をいう。
- (13) 「建築設計基準及び同解説」とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築設計基準及び同解説」の最新版をいう。
- (14) 「建築工事共通仕様書及び同標準図及び土木工事標準図」とは、社団法人公共建築協会編集、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「建築工事共通仕様書」の最新版をいう。
- (15) 「電気設備工事共通仕様書及び同標準図」とは、社団法人公共建築協会編集、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事共通仕様書」の最新版をいう。
- (16) 「機械設備工事共通仕様書及び同標準図」とは、社団法人公共建築協会編集、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事共通仕様書」の最新版をいう。
- (17) 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」とは、社団法人公共建築協会編集、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」の最新版をいう。

- (18) 「譲渡前検査」とは、市が事業者から総合体育館の譲渡を受ける前に、総合体育館が事業者の提案水準を充たした状態にあることを確認するために必要な検査で、市が別途指定する検査をいう。
- (19) 「総合体育館の瑕疵」とは、総合体育館について、施工の不完全、維持管理の不徹底、その他これに類似する理由により本件施設等が本来の性状を満たさない状態で、本件施設等の譲渡時に市に明らかでないものをいう。
- (20) 「不可抗力事由」とは、天変地異、戦争、火災、不慮の事故、ストライキ、ロックアウト、暴動、嵐、洪水、地震、伝染病、内乱、革命、爆発、津波、台風、高潮、大雪、外部電源からの長期の電力供給停止もしくは市または事業者の合理的な制御が不能なあらゆる事由をいう。
- (21) 「財務書類」とは、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和 32 年大蔵省令第 12 号）第 1 条において、公認会計士の監査を受けなければならないとされている書類およびそれらに対する公認会計士の監査報告書をいう。
- (22) 「本契約上の秘密」とは、市および事業者が本契約上の義務の履行または本契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。
- (23) 「本件秘密文書等」とは、本契約上の秘密が記載された文書および本契約上の秘密が記録された電磁的記録をいう。

## **第 2 章 総 則**

（目的）

第 2 条 本契約は、市および事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

（本事業の概要）

第 3 条 本事業は、総合体育館の設計・建設、本件設備の導入、本件備品の調達設置、総合体育館等の市に対する引渡し譲渡、総合体育館等および運動公園の維持管理および運営・活用促進業務、並びにこれに付随し、関連する一切の業務により構成される。

（事業遂行の指針）



第4条 事業者は、本事業を、本契約、本件募集要項、本件募集要項に対する質問等への回答書類、および事業者提案書類に従って遂行しなければならない。

2 事業者は、本契約とその他の文書との間に内容の相違がある場合は本契約の内容に、本契約に記載のない事項についてその他の書類相互間に内容の相違がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。

本件募集要項

本件募集要項に対する質問等への回答書類

事業者提案書類

なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、市の選択に従うものとする。

3 事業者は、本事業が、市民の健康福祉の向上・促進を図るための事業として公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

4 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第5条 本事業は、別紙6として添付する日程表に従って実施されるものとする。

(事業者の資金調達)

第6条 本事業について事業者のなすべき義務の履行に関連する一切の費用は、すべて事業者が負担するものとし、また本事業に関する事業者の資金調達は本契約に別段の規定がある場合を除いてすべて事業者が自己の責任において行うものとする。

2 事業者は、本事業に関する資金調達に関して、財務上および金融上の支援が適用されるよう努力しなければならない。また、市は、事業者が法制上及び税務上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めるものとする。

### **第3章 総合体育館の設計**

(総合体育館の設計)

第7条 事業者は、本契約締結後速やかに、法令を遵守の上、本契約および本契約締結に至るまでの説明・提案書類に基づき、かつ、建築設計基準及び同解説、建築工事共通仕様書および同標準図および土木工事標準図、電気設備工事共通仕様書および同解説図、機械設備工事共通仕様書および同標準図並びに本件募集要項に添付された要求水準書に規定する官庁施設の総合耐震計画基準を遵守のうえ、市と協議の上、[ ]をして総合体育館の基本設計を行わせた上、実施設計を行わせる。なお、本契約締結以前において、市と事業予定者との間で既に協議が開始されている場合、市および事業者はその協議の結果を引き継ぐものとする。

- 2 事業者は、総合体育館の設計に関する一切の責任（設計上の誤りおよび事業者の都合による設計変更から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。事業者が第三者に対して設計を委託した場合、当該第三者の責めに帰すべき事由についても、事業者の責任とみなして、事業者が責任を負うものとする。
- 3 事業者は、市に対し、総合体育館の設計の進捗状況に関して、定期的に報告しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、市は、総合体育館の設計の進ちょく状況に関して、適宜事業者に対して報告を求めることができる。

#### （設計の変更）

第8条 市は、必要があると認める場合、総合体育館の設計変更を事業者に対して求めることができる。この場合、事業者は、設計変更が不可能と認めるときは、市に対して市からの設計変更請求を受けてから15日以内にその理由および結果を通知しなければならない。

- 2 前項に従い市の請求により事業者が設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、市が当該費用を負担するものとする。
- 3 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、総合体育館の設計変更を行うことはできないものとする。
- 4 前項に従い事業者が市の事前の承諾を得て総合体育館の設計変更を行う場合、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、原則として事業者が当該費用を負担するものとする。ただし、市が必要と認めた場合には市が負担する。
- 5 市が工期の変更を伴う設計変更または事業者の提案の範囲を逸脱する設計

変更の提案を行った場合には、事業者はその当否および費用負担について市との協議に応じるものとする。

(設計の完了)

第9条 事業者が総合体育館の基本設計または実施設計を完了した場合、事業者は速やかに別紙7に記載する図面および文書によって構成される設計図書を市に対して提出するものとする。

- 2 市は、基本設計図書または実施設計図書と本契約および本契約締結に至るまでの説明・提案書類との間に客観的な不一致があることが判明した場合、速やかに当該不一致を生じている設計箇所およびその内容を事業者に対して通知するものとする。
- 3 事業者が前項に規定する通知を受領した場合、事業者は速やかに当該不一致を是正し、市の確認を経るものとする。なお、当該是正は、事業者の責任および費用をもって行われるものとし、またこれによる工期の変更は第21条の規定に従うものとする。
- 4 市は、市が第7条第3項に規定する進ちょく状況の報告を受けたこと、本条第1項に規定する設計図書を受領したこと、事業者に対して本条第2項に規定する通知を行ったことまたは本条第3項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、総合体育館の設計および建設の全部または一部について何らの責任を負担するものではない。

## 第4章 総合体育館の建設

### 第1節 総則

(総合体育館の建設)

第10条 事業者は、[ ]をして、本契約、本契約締結に至るまでの説明・提案書類ならびに本契約書添付の日程表(別紙6)および第11条に定める施工計画書に従い、かつ、建築設計基準及び同解説、建築工事共通仕様書および同標準図および土木工事標準図、電気設備工事共通仕様書および同解説図、機械設備工事共通仕様書および同標準図並びに本件募集要項に添付された要求水準書に規定する官庁施設の総合耐震計画基準を遵守のうえ、総合体育館の建設工事を施工させるものとする。

- 2 仮設、施工方法その他、総合体育館を完成するために必要な一切の手段に

については、事業者が自己の責任において定めるものとする。

- 3 総合体育館の建設に関し、本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に反しない限り、加古川市建設工事請負契約書の各規定を準用するものとする。

設計への準用の要否

( 施工計画書等 )

第 11 条 事業者は、総合体育館の着工前に施工計画書（工事全体工程表を含む。）を作成し、市に対して提出するものとする。

- 2 事業者は、[ ]をして別途市との間の協議により定める期限までに週間工程表を作成し、市に対して提出させるものとする。
- 3 事業者は、[ ]をして、工事全体工程表および週間工程表記載の日程に従い総合体育館の建設に着工させ、工事を遂行させるものとする。
- 4 事業者は、総合体育館の工期中、[ ]をして工事現場に常に工事記録を整備させなければならない。

( 第三者の使用 )

第 12 条 事業者は、市に対し、[ ]のほか、総合体育館の建設にあたって第三者を使用する場合には、事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、前項記載の者が総合体育館の建設にあたってさらに別の第三者を使用する場合にも、事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。ただし、事業者は、当該第三者が総合体育館の建設の全部または大部分を請負うことがないようにしなければならない。
- 3 請負人（[ ]およびその下請負人を含む。）の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、請負人その他総合体育館の建設に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

S P C の構成会社が請け負う場合にも届出は必要か。

孫請け、さらにその下請はどう取り扱うのか。

( 総合体育館の建設に関する許認可および届出等 )

第 13 条 事業者は、総合体育館の建設に関する本契約上の義務を履行するために必要となる一切の許認可を、自己の責任において取得する。

- 2 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は事業者による前項に定める許可の取得および届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

(総合体育館の建設に伴う本件土地の各種調査および造成)

第 14 条 市は、自己の責任において、本件土地の造成工事に必要な範囲で土地測量ならびに地質調査および遺跡調査を行ったうえ、平成 年 月 日までに、事業者が総合体育館の建設に着工可能な状態に本件土地を造成する。

- 2 事業者は、自己の責任において、総合体育館の建設のために必要な測量ならびに地質調査を行うものとする。
- 3 事業者が前項に従い実施した測量および地質調査の不備、誤謬等から発生する一切の責任は事業者がこれを負担するものとし、市は当該不備、誤謬に起因して発生する一切の追加費用を負担しない。
- 4 事業者が本件土地の引渡しを受ける前に総合体育館の建設に伴う各種調査を行う必要がある場合、事業者は市に事前に連絡し、その承諾を得た上でこれを実施するものとする。
- 5 事業者が第 2 項および第 4 項の調査を行った結果、本件土地に瑕疵(土壤の汚染、不発弾等により建設工事に支障をきたす状態を含む。)があることが判明した場合、直ちに市に通知する。この場合、市は当該瑕疵の除去修復に起因して事業者が発生した合理的な追加費用を負担するものとする。

(建設場所の管理)

第 15 条 総合体育館の建設場所の管理は、事業者が善良なる管理者の注意義務をもって行う。

(総合体育館の建設に伴う近隣対策)

- 第 16 条 事業者は、自己の責任において、騒音、悪臭、光害、風害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞その他総合体育館の建設により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。
- 2 事業者はこの近隣対策の実施について、市に対して、事前および事後にその内容および結果を報告する。

第 2 節 市による確認

(市による説明要求および建設現場立会い等)

第 17 条 市は、総合体育館等が実施設計図書、本契約、および本契約締結に至るまでの説明・提案書類に従い建設、導入あるいは設置されていることを確認するために、総合体育館の建設状況その他について、事業者事前に通知した上で事業者または請負人に対してその説明を求めることができるものとし、また建設現場において建設状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。

- 2 事業者は、前項に規定する建設状況その他についての説明および市による確認の実施につき市に対して最大限の協力を行うものとし、また請負人をして、市に対して必要かつ合理的な説明および報告を行わせるものとする。
- 3 前 2 項に規定する説明または確認の結果、建設状況が実施設計図書、本契約、および本契約締結に至るまでの説明・提案書類の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 4 事業者は、工期中に事業者が行う総合体育館等の検査または試験について、事前に市に対して通知するものとする。なお、市は、当該検査または試験に立ち会うことができるものとする。
- 5 事業者は、総合体育館等の建設、導入あるいは設置の進ちょく状況に関して、適宜市に対して報告を行うものとする。
- 6 市は、本条に規定する説明もしくは確認の実施または報告の受領を理由として、総合体育館等の建設、導入あるいは設置の全部または一部について何らの責任を負担するものではない。

(中間確認)

第 18 条 総合体育館等が実施設計に従い建設、導入あるいは設置されていることを確認するために、市は、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。

- 2 市は、前項に規定する中間確認の実施を理由として、総合体育館等の建設、導入あるいは設置の全部または一部について何らの責任を負担するものではない。
- 3 中間確認の結果、建設状況が実施設計図書、本契約、および本契約締結に至るまでの説明・提案書類の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わ

なければならない。

### 第3節 完工等

#### (完工検査)

第19条 事業者は、自己の責任において、総合体育館等の完工検査を行うものとする。事業者は、総合体育館等の完工検査の検査の日程を事前に市に対して通知するものとする。

- 2 市は、事業者が前項の規定に従い行う完工検査への立会いを求めることができる。ただし、市は、完工検査への立会いの実施を理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 3 事業者は、完工検査に対する市の立会いの有無を問わず、市に対して完工検査の結果を完工検査実施後1か月以内に検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

#### (総合体育館の完工確認)

第20条 市は、事業者から前条第3項に定める報告を受けた場合、7開庁日以内に別紙8に記載する事項に関する完工確認を実施するものとする。

- 2 完工確認の結果、総合体育館等の状況が実施設計図書、本契約、および本契約締結に至るまでの説明・提案書類の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合、市は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 3 市は、事業者が前項の是正の完了を報告した日から7開庁日以内に再完工検査を実施するものとする。当該再完工検査の結果、総合体育館等の状況がなおも実施設計図書、本契約および本契約締結に至るまでの説明・提案書類の内容を逸脱していることが判明した場合の取扱いは、前項および本項の定めるところに準じるものとする。
- 4 市が、総合体育館等の完工確認または前項に定める再完工確認を実施し、本条第2項の規定に基づく是正を求めない場合、かつ、事業者が第74条に規定する保険証券の写しを別紙9に記載する竣工図書と共に市に対して提出するまでの間、事業者は、市に対して総合体育館等を引渡すことはできないものとする。
- 5 市は、第1項に規定する完工確認を行ったことを理由として、総合体育館等の建設、導入、設置あるいは維持管理の全部または一部について何らの責

任を負担するものではなく、また、事業者は、その提供する総合体育館等についての維持管理業務が本契約の規定を満たさなかった場合において、市が第1項に規定する完工確認を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

#### 第4節 工期の変更等

##### (工期の変更)

第21条 市が事業者に対して工期の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

2 事業者が不可抗力事由または事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

3 前2項において、市と事業者の間において協議が整わない場合、市が前2項の協議の結果を踏まえて合理的な工期を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

##### (工期の変更による費用等の負担)

第22条 市の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合で、かつ、総合体育館等の市への引渡しが平成17年3月10日より遅れた場合は、市は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払うものとする。

2 事業者の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合で、かつ、総合体育館等の市への引渡しが平成17年3月10日より遅れた場合は、事業者は、当該遅延に伴い市が負担した合理的な増加費用および工期の変更に伴って、市が被った不利益に相当する金額を市に対して支払うものとする。

3 不可抗力事由により工期が変更された場合で、かつ、総合体育館等の市への引渡しが平成17年3月10日より遅れた場合に、当該遅延に伴い事業者、市が負担した増加費用ないしは被った不利益に相当する金額については、各自が負担するものとする。

4 前3項の工期変更事由が複合して工期が変更された場合には、工期変更事由ごとに工期変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分して増加費用等を負担する。



(工事の中止)

第 23 条 市は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知した上で、総合体育館の建設工事の全部または一部の施工を一時中止させることができる。

2 市は、前項に従い総合体育館の建設工事の全部または一部の施工を一時中止させた場合、必要があると認めるときは工期を変更することができる。また、市は、当該工事の一時中止が事業者の責めに帰すべき場合または不可抗力によるものである場合を除き、事業者が工事の再開に備え工事現場を維持するためまたは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とした場合はその合理的費用を負担し、その他事業者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償しなければならない。

## 第 5 節 損害の発生等

(建設工事中に事業者が第三者に与えた損害)

第 24 条 事業者が総合体育館等の建設、導入あるいは設置工事の施工に関し第三者に損害を与えた場合、事業者は当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち当該第三者、または市の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。

2 総合体育館等の建設、導入あるいは設置工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他の理由により事業者が第三者に対して損害を与えた場合も前項と同様とする。

(損害発生の通知)

第 25 条 総合体育館等が市に引き渡される前に、不可抗力事由により、総合体育館等、仮設物または工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害または損失が生じた場合、事業者は、当該事実が発生した後直ちに当該損害または損失の状況を市に通知しなければならない。

## 第 5 章 維持管理および運営体制の整備

(事業者による総合体育館および運動公園の維持管理および運営体制の整備)

第 26 条 事業者は、総合体育館等の市に対する引渡しまでに、第 7 章ないし

第9章に規定する総合体育館および運動公園の維持管理、運営および活用促進に関する業務の実施に必要な人員を確保し、かつ維持管理等に必要な訓練、研修等を完了するものとする。

(市による総合体育館および運動公園の維持管理、運営および活用促進体制の確認)

第27条 事業者は、前条に規定する研修等を完了し、かつ維持管理、運営および活用促進業務に関する事業者の提案水準に従って総合体育館等および運動公園の維持管理等の業務を実施することが可能となった段階で、市に対して通知を行うものとする。

2 市は、前項の通知を受けた後、総合体育館等の引渡しに先立ち、維持管理、運営および活用促進体制の確認を行うものとする。

(維持管理、運営および活用促進業務開始の遅延)

第28条 総合体育館等または運動公園の維持管理、運営および活用促進業務の開始が供用開始予定日より遅れた場合で、その責任が事業者にあるときは、事業者は市に対し、それぞれ第52条4項(1)号に定める半期の維持管理委託費相当額および第52条4項(2)号に定める半期の運営委託費相当額に、年 %の割合を乗じて得た金額を年365日の日割計算により、遅延日数相当額を支払うものとする。事業者に責任がないときは、事業者、市が負担した増加費用ないしは被った不利益に相当する金額については、各自が負担するものとする。

## 第6章 総合体育館等の引渡し等

(総合体育館等の引渡し)

第29条 事業者は、第20条に定める市の完工確認を得て、平成17年3月10日までに、総合体育館等を市に対して引き渡し、所有権を移転するものとする。

(危険負担)

第30条 前条の引渡しまでに総合体育館等の全部または一部が不可抗力事由により滅失し、または毀損したときは、その損失は事業者の負担とする。この場合、本契約の取扱は、次の各号のとおりとする。

- (1) 滅失、または毀損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、市および事業者は原則として本契約を解除するものとする。ただし、事業者が市の認める期間内に事業者の費用負担において本件建物を再築し、市に引渡す場合にはこの限りではない。
- (2) 前号の場合以外の毀損の場合には、事業者は事業者の負担において総合体育館等を設計どおり修復して市に引渡すものとする。市は、修復に要する合理的期間を限度として引渡し期限の延長を認めるものとする。
- (3) いずれの場合においても、市は事業者に対し、損害賠償の請求は行わない。

( 瑕疵担保責任 )

第 31 条 市が総合体育館等の引渡しを受けてから 10 年が経過するまでの間に、総合体育館等に瑕疵が発見されたときは、事業者は、市の選択に従い、当該瑕疵を補修し、または市が当該瑕疵を補修するために使用した第三者に対する報酬および費用を市に対して支払うとともに、市が当該瑕疵に起因して被った一切の損害を賠償しなければならない。ただし、当該瑕疵が市の責めに帰すべき理由により発生したものである場合は、この限りではない。

## 第 7 章 総合体育館および運動公園の維持管理

### 第 1 節 総 則

( 総合体育館等および運動公園の維持管理 )

第 32 条 事業者は、本契約の終了に至るまでの間、市から別紙 10 に定める総合体育館等の維持管理業務、および別紙 11 に定める運動公園の維持管理業務を受託し、事業者の提案水準に従ってこれを行うものとする。

- 2 事業者の提案水準は、合理的な理由に基づき市または事業者が相手方に対し請求した場合において、市と事業者が合意したときに限り、その内容・水準を変更することができる。
- 3 やむを得ない事由により事業者の提案水準を満たすことができない場合、または継続してこの水準を満たす維持管理業務を提供することが困難であると予見される場合、事業者は、市に対し、速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策に関して市と協議しなければならない。
- 4 協議の結果、事業者の報告内容が合理的であると市が認めた場合には、市

は、対象となる維持管理業務の変更または中止を認めるものとする。

(年間業務計画書の提出)

第 33 条 事業者は、第 70 条の規定に従い、年間業務計画書において、当該事業年度における維持管理計画を明らかにし、市は、事業年度が開始する前に当該計画書を確認するものとする。

2 市は、前項の確認を行ったことを理由として、総合体育館等および運動公園の維持管理の全部または一部について何らの責任を負担するものではない。

(第三者の使用)

第 34 条 事業者は、市の事前の承諾を得た場合に限り、第三者に対し、第 32 条に定める総合体育館等および運動公園の維持管理業務の全部または一部を委託することができる。

2 事業者が総合体育館等および運動公園の維持管理業務の一部または全部を第三者に対して委託する場合、第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由はすべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

承諾書に第三者の財務関係書類の提出を受けることを条件とする旨記載する。

## 第 2 節 市による業務の確認等

(市による説明要求および立会い)

第 35 条 市は、事業期間中、総合体育館等および運動公園の維持管理業務について、事業者に事前に通知した上でその説明を求めることができるものとし、また総合体育館等および運動公園において維持管理状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。

2 事業者は、前項に規定する維持管理状況その他についての説明ならびに市による確認の実施につき市に対して最大限の協力を行わなければならない。

3 前 2 項に規定する説明または確認の結果、総合体育館等あるいは運動公園の維持管理状況が年間業務計画書、本契約、または本契約締結に至るまでの説明・提案書類の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対してその是正を指示するものとする。この場合、事業者は市に対して次条に規定する業務報告書においてかかる指示に対する対応状況を報告しなければならない。

- 4 市は、本条に規定する説明および確認の実施を理由として、総合体育館等および運動公園の維持管理の全部または一部について何らの責任を負担するものではない。

(業務報告書)

第 36 条 事業者は、総合体育館等および運動公園の維持管理状況を正確に反映した業務報告書を作成し、各月の 7 日までに前月に係る業務報告書を市に対して提出し、市は当該業務報告書の記載に従い事業者の業務の確認を行うものとする。

- 2 事業者は、前項の業務報告書とは別に各事業年度の半期（上半期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、下半期は 10 月 1 日から 3 月 31 日までとする。）毎に、総合体育館等および運動公園の維持管理状況を正確に反映した半期業務報告書を作成し、各事業年度の 4 月 7 日および 10 月 7 日までに直前の半期にかかる半期業務報告書を市に対して提出しなければならない。

- 3 第 1 項に規定する業務報告書の様式は別紙 12、前項に規定する半期業務報告書の様式は別紙 13 に記載するとおりとする。

第 3 節 第三者に与えた損害等

(第三者に与えた損害等)

第 37 条 事業者が故意・過失により、総合体育館等あるいは運動公園の維持管理業務を行うにつき第三者に損害を与えた場合、事業者は当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。

- 2 総合体育館等および運動公園の維持管理業務はすべて事業者の責任において行うものし、第三者との間で紛争を生じ、または第三者から苦情を受けた場合にはすべて事業者において解決をし、市に一切の迷惑をかけないものとする。

**第 8 章 総合体育館および運動公園の運営**

第 1 節 総 則

(総合体育館および運動公園における運営業務の内容)

第 38 条 事業者は、本契約の終了に至るまでの間、市から委託を受けて、総

合体育館において別紙 14 に記載する業務の運営を行い、運動公園において別紙 15 に規定する業務の運営を行う。

(年間業務計画書の提出)

第 39 条 事業者は、第 70 条の年間業務計画書において、当該事業年度における総合体育館および運動公園における運営業務計画を明らかにし、市は、事業年度が開始する前に当該計画書を確認するものとする。

2 市は、前項の確認を行ったことを理由として、総合体育館あるいは運動公園における運営業務の全部または一部について何らの責任を負担するものではない。

(第三者の使用)

第 40 条 事業者は、市の事前の承諾を得た場合に限り、第三者に対し、第 38 条に定める総合体育館あるいは運動公園における運営業務の全部または一部を第三者に委託することができる。

2 事業者が総合体育館あるいは運動公園における運営業務の一部または全部を第三者に対して委託する場合、第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由はすべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

承諾書に第三者の財務関係書類の提出を受けることを条件とする旨記載する。

具体的な運営業務の内容について、決定した場合には、ここに、個別的に条項を挿入することになる。

## 第 2 節 市による業務の確認等

(市による説明要求および立会い)

第 41 条 市は、事業期間中、総合体育館あるいは運動公園における運営業務について、事業者に事前に通知した上でその説明を求めることができるものとし、また運営業務の状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。

2 事業者は、前項に規定する運営業務の状況その他についての説明ならびに市による確認の実施につき市に対して最大限の協力を行わなければならない。

3 前 2 項に規定する説明または確認の結果、総合体育館あるいは運動公園に

おける運營業務の状況が年間業務計画書、本契約、または本契約締結に至るまでの説明・提案書類の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対してその是正を指示するものとする。この場合、事業者は市に対して次条に規定する業務報告書においてかかる指示に対する対応状況を報告しなければならない。

- 4 市は、本条に規定する説明および確認の実施を理由として、総合体育館あるいは運動公園における運營業務の全部または一部について何らの責任を負担するものではない。

#### (業務報告書)

第 42 条 事業者は、総合体育館および運動公園における運營業務の状況を正確に反映した業務報告書を作成し、各月の 7 日までに前月に係る業務報告書を市に対して提出し、市は当該業務報告書の記載に従い事業者の運營業務の状況の確認を行うものとする。

- 2 事業者は、前項の業務報告書とは別に各事業年度の半期（上半期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、下半期は 10 月 1 日から 3 月 31 日までとする。）毎に、総合体育館および運動公園における運營業務の状況を正確に反映した半期業務報告書を作成し、各事業年度の 4 月 7 日および 10 月 7 日までに直前の半期にかかる半期業務報告書を市に対して提出しなければならない。

- 3 第 1 項に規定する業務報告書の様式は別紙 16、前項に規定する半期業務報告書の様式は別紙 17 に記載するとおりとする。

### 第 3 節 第三者に与えた損害等

#### (第三者に与えた損害等)

第 43 条 事業者が故意・過失により、総合体育館あるいは運動公園における運營業務を行うにつき第三者に損害を与えた場合、事業者は当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。

- 2 総合体育館あるいは運動公園における運營業務はすべて事業者の責任おいて行うものし、第三者との間で紛争を生じ、または第三者から苦情を受けた場合にはすべて事業者において解決をし、市に一切の迷惑をかけないものとする。

## 第 9 章 総合体育館および運動公園の活用促進

## 第1節 総則

(総合体育館および運動公園の活用促進業務の内容)

第44条 事業者は、総合体育館および運動公園を活用して、平成17年度から平成19年度までの3年間、別紙18に記載する業務を行う。

2 事業者は、平成20年度以降、本契約終了に至るまでの間、総合体育館および運動公園を活用して、別紙18に記載する業務と当該時点における相対的客観的評価として同水準以上の水準にあり、かつ市が認める業務を行う。

(年間業務計画書の提出)

第45条 事業者は、第70条の年間業務計画書において、当該事業年度における総合体育館および運動公園の活用促進業務計画を明らかにし、市は、事業年度が開始する前に当該計画書を確認するものとする。

2 市は、前項の確認を行ったことを理由として、総合体育館および運動公園の活用促進業務の全部または一部について何らの責任を負担するものではない。

(第三者の使用)

第46条 事業者は、市の事前の承諾を得た場合に限り、第三者に対し、第44条に定める総合体育館および運動公園の活用促進業務の全部または一部を委託することができる。

2 事業者が総合体育館および運動公園の活用促進業務の一部または全部を第三者に対して委託する場合、第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由はすべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

承諾書に第三者の財務関係書類の提出を受けることを条件とする旨記載する。

## 第2節 市による業務の確認等

(市による説明要求および立会い)

第47条 市は、事業期間中、総合体育館および運動公園の活用促進業務について、事業者に事前に通知した上でその説明を求めることができるものとし、また業務の遂行状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。



- 2 事業者は、前項に規定する業務の遂行状況その他についての説明ならびに市による確認の実施につき市に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 3 前2項に規定する説明または確認の結果、総合体育館および運動公園の活用促進業務の遂行状況が年間業務計画書、本契約、または本契約締結に至るまでの説明・提案書類の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対してその是正を指示するものとする。この場合、事業者は市に対して次条に規定する業務報告書においてかかる指示に対する対応状況を報告しなければならない。
- 4 市は、本条に規定する説明および確認の実施を理由として、総合体育館および運動公園の活用促進業務の全部または一部について何らの責任を負担するものではない。

(業務報告書)

第48条 事業者は、各事業年度の半期(上半期は4月1日から9月30日まで、下半期は10月1日から3月31日までとする。)毎に、総合体育館および運動公園の活用促進業務の遂行状況を正確に反映した業務報告書を作成し、各事業年度の4月7日および10月7日までに直前の半期にかかる半期業務報告書を市に対して提出しなければならない。

- 2 前項に規定する業務報告書の様式は別紙17に規定するとおりとする。

### 第3節 第三者に与えた損害等

(第三者に与えた損害等)

第49条 事業者が故意・過失により、総合体育館および運動公園の活用促進業務を行うにつき第三者に損害を与えた場合、事業者は当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。

- 2 総合体育館および運動公園の活用促進業務はすべて事業者の責任において行うものし、第三者との間で紛争を生じ、または第三者から苦情を受けた場合にはすべて事業者において解決をし、市に一切の迷惑をかけないものとする。

## 第10章 総合体育館の大規模修繕

(総合体育館の大規模修繕)

第50条 本契約の終了に至るまでの間、市が、総合体育館について大規模修

繕が必要であると認められた場合には、市は、本契約とは別に、事業者に対し、優先的に総合体育館の大規模修繕を委託するものとする。ただし、協議の結果、条件面等で折り合わなかった場合にはこの限りではない。

(総合体育館の建設に関する規定の準用)

第 51 条 第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 24 条および第 25 条の規定は、前項に基づき事業者が総合体育館の大規模修繕を行うにつき準用する。

## 第 11 章 サービス購入費の支払い

(サービス購入費の支払い)

第 52 条 市は、総合体育館等の建設、導入および設置の対価として、事業者に対し、毎年 月 日および 月 日限り、金 円を支払う。

2 前項に定めるほか、市は、事業者が前項以外の本事業を実施する対価として、事業者に対し、半年当たりのサービス購入費として金 円を支払う。

3 市は、事業者に対し、前 2 項のサービス購入費に対する消費税相当額を各支払の都度別途支払うものとする。

建設購入代金について消費税の支払を分割金支払の都度行うことには問題ないか確認要

4 第 2 項のサービス購入費の内訳は次に掲げる各号記載のとおりである。

(1) 総合体育館等および運動公園の維持管理の対価に相当する部分

金 円

(2) 総合体育館等および運動公園の運営および活用促進業務の対価に相当する部分

金 円

5 第 2 項のサービス購入費の支払は、事業者が年間事業計画書、本契約、および本契約締結に至るまでの説明・提案書類に従い総合体育館および運動公園を適切に維持管理し、かつ総合体育館および運動公園の運営および活用促進業務が適切に遂行されていることを市が確認することを条件としてなされるものとする。

(サービス購入費の変更)

第 53 条 前条に規定するサービス購入費は、本契約期間中、総合体育館等の

建設、導入、設置の対価に相当する部分は金利変動に応じて、総合体育館および運動公園の維持管理業務および総合体育館および運動公園における運営業務の対価に相当する部分は物価変動に応じて、それぞれ別紙 19 に定める算定方法に従って変更されるものとする。

( サービス購入費の支払手続 )

第 54 条 市は、事業者から第 36 条、第 42 条および第 48 条の規定に従い業務報告書または半期業務報告書を受領した場合、当該受領日を含む月の 14 日までに事業者に対して業務確認の結果を通知するものとする。

2 事業者は、前項の半期業務報告書に関する業務確認の結果についての市の通知を受領した場合、当該通知に従い当該通知の受領日を含む月の 20 日までに当該半期業務報告書の報告対象たる半期分のサービス購入費支払に係る請求書を市に対して提出するものとし、市は、当該請求書に従って当該月の末日までに事業者に対して第 52 条 2 項に定める当該半期分のサービス購入費を支払うものとする。

3 事業者の市に対する請求書の提出が 20 日より遅れた場合には、その遅れた日数分、市から事業者に対するサービス購入費の支払期限も延長されるものとする。

( サービス購入費の減額 )

第 55 条 市の業務確認により、総合体育館等および運動公園の維持管理、運営または活用促進業務について、事業者の提案水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は事業者に対して当該事項の是正を勧告することができる。

2 市が事業者に対して前項の是正勧告を行ったにもかかわらず、当該是正勧告の対象となった事項が当該勧告に定められた期間内に是正されない場合、市は、事業者に対して支払うサービス購入費のうち総合体育館等および運動公園の維持管理、運営、および活用促進業務の対価に相当する部分を、水準不達成の程度に応じて市が定める割合に従って減額することができる。なお、この減額は、是正勧告の対象事項の発生時点の如何にかかわらず、当該減額が決定された日が含まれる半期分についてのサービス購入費からこれを行うものとする。

3 事業者が、第 32 条第 3 項に従って市に報告を行い、市と協議している場合には、その期間中、市は事業者に対し同一事由に基づき第 1 項の勧告を行

ったり、前項の減額の決定は行わないものとする。

(サービス購入費の返還)

第 56 条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、市がこれを事業者に対して通知した場合、事業者は市に対して、当該虚偽記載がなければ市が前条の規定に従い減額し得たサービス購入費の金額を速やかに返還しなければならない。

## 第 12 章 モニタリング

(モニタリング)

第 57 条 市は、事業者の費用負担において、総合体育館等および運動公園の維持管理、運営および活用促進業務について、事業者の提案水準を確保するために、定期的にモニタリングを行うものとする。なお、モニタリングの項目については、市においてモニタリングの実施日までに決定するものとする。

2 前項に定めるほか、市は、必要と認める場合には、自らの費用負担において、随時、事業者が行う総合体育館等および運動公園の維持管理、運営および活用促進業務についてのモニタリングを行うことができる。

3 事業者は、市が前項のモニタリング実施にあたって必要な協力を求めた場合には、これに協力しなければならない。

具体的なモニタリングの方法

モニタリングの結果をいかに事業に反映させるかの規定が必要ではないか。

## 第 13 章 契約期間および契約の終了

(契約期間)

第 58 条 本契約は、市議会の承認決議を受けた後、本契約締結の日からその効力を生じ、平成 37 年 3 月 31 日をもって終了するものとする。

(市による契約解除)

第 59 条 市は、事業者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なく、本契約の全部ないし一部を解除することができる。

(1) 支払の停止、もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生、会社整理または特別清算開始の申立てがあったとき、もしくは任意整理等の手続が

着手されまたはそのおそれがあるとき。

- (2) 事業者が振出した手形もしくは小切手に不渡りがあったとき。
  - (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てを受けたとき、公租公課を滞納し督促を受けて1箇月以上滞納金の支払がなされないとき、または滞納処分を受けたとき。
  - (4) 事業者の組織、代表者、役員、株主もしくは社員等の変更または合併等により事業者の法人としての実体に変更を来したと市において認めるとき。
  - (5) 事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日（事業者が書面をもって説明し、市が認めた場合にあっては、相当の期間）以上事業を行わなかったとき。
  - (6) 事業者の責めに帰すべき理由により、本契約の履行が不能となったとき。
  - (7) 信用状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると市が認めるべき相当の理由があるとき。
- 2 市は、事業者が以下に掲げる事由に該当したときは、事業者に対し、相当の期間を定めて催告した上で、本契約の全部ないし一部を解除することができる。
- (1) 事業者が、設計または建設工事に着手すべき期日を過ぎても設計または建設工事に着手せず、相当の期間を定めて市が催告しても当該遅延について事業者から市が満足すべき合理的な説明がないとき。
  - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、工期内に総合体育館が完成せず、かつ工期経過後60日以内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
  - (3) 事業者が、本契約第55条第1項の是正勧告を受けたにもかかわらず勧告に従わず、勧告から3ヶ月以上経過しても勧告の対象となった事由が是正されないとき。
  - (4) 事業者が、第36条、第42条および第48条に規定する業務報告書に著しい虚偽記載を行い、第56条に定めるサービス購入費の返還を行わなかったとき。
  - (5) その他、事業者が本契約または本契約に基づく合意の各条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき認められるとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、総合体育館等が既に市に引渡済みである場合には、市は、本契約のうち既に市と事業者の双方が履行済みの部分について

は解除することができず、市は、事業者に対し、第 52 条 1 項の規定に基づく総合体育館等の建設、導入および設置の対価を支払う。

- 4 本契約が 1 項または 2 項の規定により全部解除された場合には、事業者は、市に対し、速やかに本件土地を引渡し時の原状に復したうえ、市に返還するとともに、市の請求に基づき、市が被った一切の損害を賠償しなければならない。
- 5 本契約が、総合体育館等が市に引渡された後に 1 項または 2 項の規定により全部解除された場合、市は、未履行部分にかかるサービス購入費の支払を免れる。事業者は、維持管理および運営業務について市の担当者に対し引き継ぎをするとともに、市の請求に基づき、市が被った一切の損害を賠償しなければならない。
- 6 本契約が、総合体育館等が市に引渡された後に 1 項または 2 項の規定により一部解除された場合、市は、第 52 条 2 項のサービス購入費のうち解除された割合に相当するの未履行のサービス購入費の支払を免れるものとする。

(事業者による契約解除)

- 第 60 条 事業者は、市の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったときは、催告なく、本契約の全部ないし一部を解除することができる。
- 2 事業者は、市が市の責めに帰すべき事由により本契約に基づく市の義務を履行しない場合には、30 日以上期間を設けて催告を行った上で、本契約の全部ないし一部を解除することができる。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、総合体育館等が既に市に引渡済みである場合には、事業者は、本契約のうち既に市と事業者の双方が履行済みの部分については解除することができず、市は、事業者に対し、第 52 条 1 項の規定に基づく総合体育館等の建設、導入および設置の対価を支払う。
  - 4 1 項または 2 項の規定により本契約が全部解除された場合、市は、事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴うサービス購入費の補償金として、別紙 20「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「補償金額」欄記載の金額に相当する金額を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を市が受理した日から 30 日以内に事業者を支払う。
  - 5 前項の場合、本件土地上に存する建設中の総合体育館等の所有権は、市に帰属するものとする。
  - 6 本契約が、総合体育館等が市に引渡された後に 1 項または 2 項の規定によ

り一部解除された場合、市は、第 52 条 2 項に規定するサービス購入費のうち未解除の割合に相当するのサービス購入費を第 52 条 5 項の定めに従って支払うほか、一部解除に伴うサービス購入費の補償金として、別紙 20「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「補償金額」欄記載の金額に相当する金額に解除された部分の第 52 条 2 項に規定するサービス購入費の全体の第 52 条 2 項に規定するサービス購入費に占める割合を乗じた金額を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を市が受理した日から 30 日以内に事業者を支払う。

( 任意解除権の留保 )

- 第 61 条 市は、理由の如何を問わず、3 箇月以上前に事業者に対して通知した上で、本契約の全部ないし一部を解除することができる。ただし、総合体育館等が既に市に引渡済みである場合には、既に市と事業者の双方が履行済みの部分については解除することができず、市は、事業者に対し、第 52 条 1 項の規定に基づく総合体育館等の建設、導入および設置の対価を支払う。
- 2 前項により本契約が全部解除された場合、市は、事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴うサービス購入費の補償金として、別紙 20「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「補償金額」欄記載の金額に相当する金額を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を市が受理した日から 30 日以内に事業者を支払う。
  - 3 前項の場合、本件土地上に存する建設中の総合体育館等の所有権は、市に帰属するものとする。
  - 4 本契約が、総合体育館等が市に引渡された後に 1 項または 2 項の規定により一部解除された場合、市は、第 52 条 2 項に規定するサービス購入費のうち未解除の割合に相当するのサービス購入費を第 52 条 5 項の定めに従って支払うほか、一部解除に伴うサービス購入費の補償金として、別紙 20「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「補償金額」欄記載の金額に相当する金額に解除された部分の第 52 条 2 項に規定するサービス購入費の全体の第 52 条 2 項に規定するサービス購入費に占める割合を乗じた金額を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を市が受理した日から 30 日以内に事業者を支払う。

( 予算の減額または削除があった場合の解除 )

第 62 条 市は、本契約にかかる市の予算に減額または削除があった場合、もしくは第 55 条の規定に基づくサービス購入費の見直しに伴い債務負担額の変更が必要となった場合において、変更後の債務負担行為として地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条に基づき予算で定めるにつき、議会の議決が得られなかった場合には、本契約を解除することができる。ただし、総合体育館等が既に市に引渡済みである場合には、既に市と事業者の双方が履行済みの部分については解除することができず、市は、事業者に対し、第 52 条 1 項の規定に基づく総合体育館等の建設、導入および設置の対価を支払う。

- 2 前項により本契約が全部解除された場合、市は、事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴うサービス購入費の補償金として、別紙 20 「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「補償金額」欄記載の金額に相当する金額を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を市が受理した日から 30 日以内に事業者に支払う。
- 3 前項の場合、本件土地上に存する建設中の総合体育館等の所有権は、市に帰属するものとする。

( 不可抗力事由 )

第 63 条 市および事業者は、不可抗力事由により相手方の本契約上の義務の履行が遅延し、または不可能となった場合においては、相互に本契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。

- 2 市は、不可抗力事由により本契約の履行ができなくなったと認める場合には、事業者と協議の上、本契約を変更し、または本契約の一部または全部を解除することができる。ただし、総合体育館等が既に市に引渡済みである場合には、既に市と事業者の双方が履行済みの部分については解除することができず、事業者は、総合体育館等の全部または一部が不可抗力事由により滅失し、または毀損した場合であっても、市から第 52 条 1 項の規定に基づき総合体育館等の建設、導入および設置の対価の支払を受けるものとする。
- 3 本契約が、総合体育館等が市に引渡された後に 2 項の規定により全部解除された場合、市は、未履行部分にかかるサービス購入費の支払を免れる。
- 4 本契約が、総合体育館等が市に引渡された後に 2 項の規定により一部解除された場合、市は、第 52 条 2 項に規定するサービス購入費のうち解除されたの割合に相当する未履行のサービス購入費の支払を免れる。



(協議解除)

第 64 条 本契約の締結後に法令の変更等が行われた場合、または事業者の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合において、事業の継続が不能となったときは、市および事業者は協議の上、本契約を解除することができる。ただし、総合体育館等が既に市に引渡済みである場合には、総合体育館等の設計・建設および譲渡に関する部分については解除することができない。

2 前項の場合における清算関係については、双方協議のうえ定める。

## 第 14 章 法令変更・不可抗力による契約内容の変更

(法令変更または不可抗力による契約内容の変更)

第 65 条 市および事業者は、本契約の締結日の後の法令変更または不可抗力事由により、本契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知しなければならない。

2 市および事業者は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、変更後の法令等に適合し、または不可抗力により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方当事者に発生する損害が最小限となるように義務内容の変更を行うものとする。

(協議および追加費用の負担)

第 66 条 前条 2 項の変更に伴い追加費用が生ずる場合の、市および事業者の負担割合は、各 2 分の 1 ずつとする。

## 第 15 章 その他

(協議)

第 67 条 市および事業者は、必要と認める場合は適宜、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

2 本契約に関して生ずる一切の紛争について行われる協議に際しては、市および事業者は、学識経験者から市および事業者各自の指名により選任される 2 名の委員と、かかる委員の合意による指名に基づき選任される委員 1 名から構成される計 3 名の委員からなる委員会の斡旋を求めることができる。

( 公租公課の負担 )

第 68 条 本契約および本契約に基づく一切の業務の実施に関連して生じる公租公課は、すべて事業者の負担とする。県は、サービス購入費、およびこれに対する消費税を支払うほかは、本契約に別途定めがある場合を除き、関連するすべての公租公課について一切負担しないものとする

( 契約上の地位等の譲渡 )

第 69 条 事業者は、市の事前の承諾のある場合を除き、本契約上の地位および権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、またはその他の処分をしてはならない。

( 事業計画等の提出 )

第 70 条 事業者は、毎事業年度開始 1 か月前までに、別紙 22 に定める様式の年間事業計画書および年間収支予算を作成し、市に提出しなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 事業者は、事業期間の終了に至るまでに別紙 22 に定める様式の年間業務報告書を作成の上、事業年度の最終日より 3 ヶ月以内に、公認会計士の監査済財務書類とともに市に提出するものとする。なお、市は当該監査報告および年間業務報告書を公開することができる。

3 事業者は、提案時の事業計画と各期の事業実績の比較内容を財務書類に記載するものとし、市は、同内容につき事業者から説明を受けることができるものとする。

( 秘密保持 )

第 71 条 市および事業者は、本契約上の秘密を第三者に漏洩したり、本件秘密文書等を滅失、毀損または改ざんしてはならず、また、本契約上の秘密および本件秘密文書等を本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市は、加古川市情報公開条例（平成 10 年 12 月 22 日加古川市条例第 27 号）上、公開が義務付けられていると市において判断する情報については、これを公開することができるものとする。

2 市および事業者は、本契約上の義務の履行ないしは本契約上の権利の行使に係る事務に従事している者および従事していた者（第 12 条、第 34 条または第 40 条により本契約に基づく事業の全部または一部を第三者に委託する場

合における当該第三者を含む)に、本契約上の秘密を第三者に漏洩させ、本件秘密文書等を滅失、毀損または改ざんさせ、または本契約上の秘密ないしは本件秘密文書等を本契約の履行以外の目的に使用させてはならない。

- 3 事業者は、第 12 条、第 34 条または第 40 条により本契約に基づく事業の全部または一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者および従事させていた者との関係で、前項において事業者が市に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。
- 4 事業者は、本事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、関係法令及び加古川市個人情報保護条例(平成 10 年 12 月 22 日加古川市条例第 28 号)を適用し、これらの規定に従うほか、市の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- 5 市は、事業者が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。
- 6 市は、事業者が本事業を行うにつき、個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、事業者は直ちに市の勧告に従わなければならない。

(著作権等)

- 第 72 条 市は、事業者から本事業の推進に関して市に提出される書類等のうち、事業者のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は、事業者に属することを認める。
- 2 市は、本事業の遂行の目的で使用する場合に限り、前項の事業者の著作権となる書類等の内容を無償で使用できるものとするが、第三者にこれを使用させまたは公開する場合には、事業者の承諾を得なければならないものとする。
  - 3 事業者は、市から本事業の推進に関して事業者に提出される書類等のうち、市のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は市に属することを認める。
  - 4 事業者は、本事業の遂行の目的で使用する場合に限り、前項の市の著作権となる書類等の内容を無償で使用できるものとするが、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、市の承諾を得なければならないものとする。
  - 5 市および事業者は、本事業の推進に関して共同して作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについて、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、相互に相手方の承諾を得なければならない。

6 市および事業者は本協定の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。

(出資者による保証)

第 73 条 事業者は、出資者による別紙 23 に記載する内容の保証書を取得し、その原本を本契約締結時までに市に対して提出しなければならない。

(付保すべき保険)

第 74 条 事業者は、事業者の費用負担の下に、損害保険会社との間で、市の承諾する、市をも被保険者とするに総合体育館等に関する別紙 24 に記載する内容の損害保険契約を、総合体育館等の引渡日までに締結し、市に対し、当該保険証券を呈示した上、真正証明文言を付した当該保険証券の写しを交付するものとする。

2 事業者は、前項の損害保険契約を、本契約が終了するに至るまでの間、維持しなければならない。

3 市は、事業者が第 1 項の保険契約の一部または全部を締結しないときは、自ら損害保険契約を締結することができる。この場合、市は事業者に対し、当該損害保険の保険料および同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。

4 保険金の請求は、第 1 項の場合は事業者、第 3 項の場合は市が行うものとし、市および事業者は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。

(金融機関との協議)

第 75 条 市は、本事業に関して事業者に融資する金融機関との間において、市が本契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、または契約を終了させる際の当該金融機関への事前通知、ないしは協議に関する事項につき協議し定めるものとする。

## 第 16 章 雑 則

(請求、通知等の様式その他)

第 76 条 本契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請および契約終了告知または解約は、相手方に対する書面を

もって行われなければならない。

2 本契約上の期間の定めは、民法（明治 29 年法律第 89 号）および商法（明治 32 年法律第 48 号）が規定するところによるものとする。

（準拠法）

第 77 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（管轄裁判所）

第 78 条 本契約に関する紛争は、神戸地方裁判所姫路支部を第一審の専属管轄裁判所とするものとし、市と事業者は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

（定めのない事項）

第 79 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、または本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市および事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

（本契約の効力発生前段階）

第 80 条 本契約につき議決の議決を受ける前段階において、第 59 条（市による契約解除）、第 69 条（契約上の地位等の譲渡）、第 71 条（秘密保持）、第 72 条（著作権等）、第 77 条（準拠法）、第 78 条（管轄裁判所）および第 79 条（定めのない事項）の各規定を準用する。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、市および事業者両名記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

なお、本契約の締結日は、平成 年 月 日加古川市議会定例会における本契約議案の議決日であり、下記年月日は仮契約締結年月日であることを確認する。

平成 年 月 日

市 :

事業者 :

